

意見をお寄せください

千代田区建築物環境計画書制度(素案)



平成21年1月、千代田区は国の「環境モデル都市」に選定され、積極的に地球温暖化対策に取り組んでいます。このたびは、建築物の新築等に対し、温暖化対策を始め環境に配慮した対策を促すため「千代田区建築物環境計画書制度(素案)」を作成しました。この制度へのご意見をお寄せください。

問合せ 環境・温暖化対策課 Tel5211-4256

建築物環境計画書制度とは

千代田区地球温暖化対策条例(平成19年12月制定)の目標達成に向けて、中小規模建築物(延べ面積300㎡~5,000㎡以下)の新築、増改築にあたり、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下「省エネ法」)の基準の達成を前提とした上で、再生可能エネルギーの導入やヒートアイランド対策など、建築主に環境配慮について自主的な取り組みを促し、低炭素型社会づくりを推進していく制度です。平成22年10月から運用を開始する予定です。

千代田区のCO2(二酸化炭素)排出量

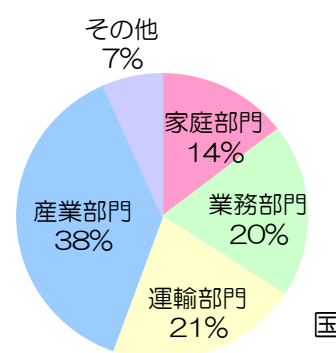
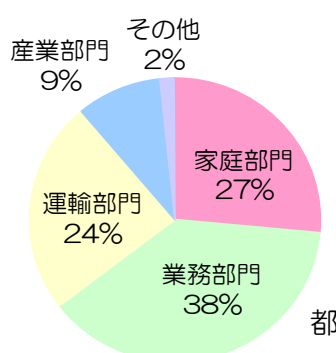
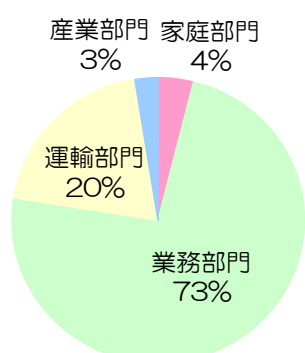
千代田区のCO2(二酸化炭素)排出量は、オフィス等の業務部門の割合が全体の73%を占めています。これは、全国平均の20%、都平均の38%と比較して非常に割合が大きくなっています。

千代田区地球温暖化対策条例に掲げる2020年に1990年比25%削減の目標を達成するには、業務部門の省エネ対策が重要な課題になっています。

千代田区は、オフィス街が多いから、業務部門の排出量が多くなってるんだね。大きなビルも多いけど、中小規模のビルも多いよね。



2005年度CO2排出量



また、家庭部門の排出量は4%ですが、省エネ法に定める基準達成率が低いいため、住宅の省エネルギー対策も喫緊の課題となっています。

千代田区や東京都・国の省エネルギー対策制度

省エネ法の省エネルギー計画書

省エネ法では、2,000㎡以上の建築物の新築・増改築等を行う場合に、省エネルギー計画書の届出が義務化されていましたが、平成22年4月より300㎡以上の建築物についても同様に計画書の提出が義務づけされることとなりました。

東京都の建築物環境計画書制度

東京都では、環境確保条例に基づく建築物環境計画書制度で、10,000㎡を超える建築物の新築・増改築等を行う場合に、省エネルギー対策を含めた環境配慮の取り組みを示した届出を提出することが義務づけられています。平成22年10月以降は、5,000㎡を超える場合についても同様に計画書の提出が必要となります。2,000㎡以上については任意で計画書を提出できるようになります。

千代田区建築物環境計画書制度

省エネ法と東京都の建築物環境計画書制度を踏まえ、千代田区建築物環境計画書制度では、300㎡以上5,000㎡以下の建築物の新築・増改築を行う場合を対象とすることとしました。省エネルギー対策に加え、より一層の断熱対策と再生可能エネルギーの導入やヒートアイランド対策などを促進します。

◆千代田区建築物環境計画書制度の対象規模要件

建築物の延べ面積	区(条例) 建築物環境計画書	都(環境確保条例) 建築物環境計画書	国(省エネ法) 省エネルギー計画書
10,000㎡超	—	現行	現行
5,000㎡超	—	拡大(H22.10)	
2,000㎡以上5,000㎡以下	新規(H22.10)	任意(H22.10)	拡大(H22.4)
300㎡以上2,000㎡未満		—	

目標と重点対策等

建築物の種類・規模別目標

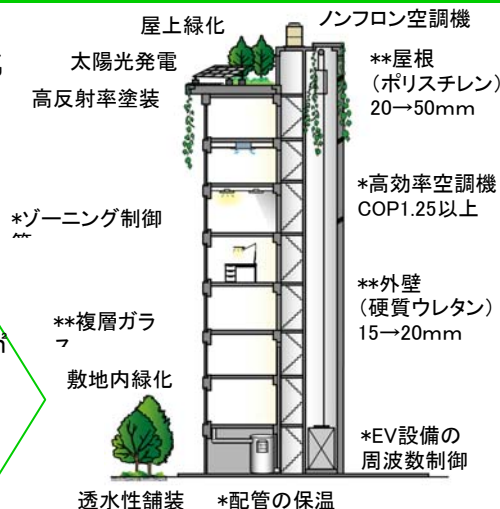
- ◆住宅：300㎡以上~5,000㎡以下
省エネ法に定める基準の達成を目指します。
- ◆事務所・店舗他(非住宅)：300㎡以上~2,000㎡未満
省エネ法の基準達成に加え、建築物の断熱性能の向上を目指します。→重点対策参照
- ◆事務所・店舗他(非住宅)：2,000㎡以上~5,000㎡以下
省エネ基準の10%削減水準である「省エネ・リサイクル支援法による建築主の努力指針(平成11年告示)」への対応を目指します。→重点対策参照

建築主の努力指針(平成11年告示)とは
省エネ法の判断基準を10%程度上回る高い省エネルギー性能を要求するものです。例えば、事務所の空調設備のCEC値の場合、以下のとおりです。
例：省エネ法基準：1.5 努力指針：1.4

重点対策と追加指導項目

- ◆重点対策項目
屋根、外壁・窓の高断熱化
- ◆千代田区追加対策項目
太陽光発電
高反射率塗装
屋上緑化、敷地内緑化
ノンフロン空調
透水性舗装など

事務所・店舗他(非住宅:300~2,000㎡未満)の環境対策イメージ
**：重点対策項目
*：省エネ法対策項目
印なし：千代田区追加対策項目



区のサポート体制

本制度の導入にあたり、千代田区では建物の省エネルギー化や省エネルギー機器の導入についての助言など、省エネルギー対策の総合相談窓口を新たに環境・温暖化対策課に設置することとしています。

さらに、外壁・窓等の高断熱化をはじめ、省エネ対策に関する助成を行っています。（下記助成制度一覧表参照）
窓口では、建築主の皆さんと協議しながら効率の良い省エネルギー対策や各種助成の活用などを提案していきます。



◆千代田区の省エネ対策に関する助成制度

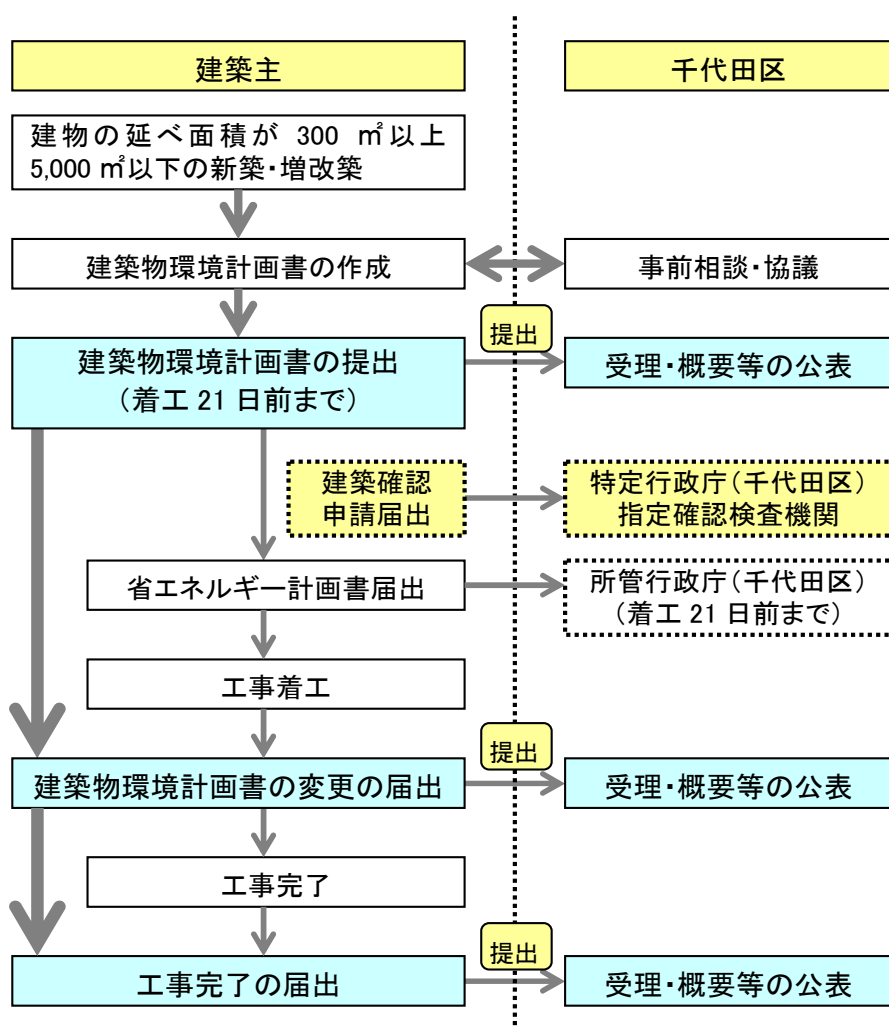
助成対象		助成金額等
建物の断熱対策	外壁・窓等の断熱	外壁・窓等の基準を超える断熱対策にかかる費用（差額）の20%（上限100万円）
再生可能エネルギー導入支援	太陽光発電システム	家庭用 10万円/KW（上限40万円） 業務用：15万円/KW（上限100万円）
	太陽熱温水器	家庭用：9千円/㎡（上限10万円） 業務用：9千円/㎡（上限20万円）
	太陽熱ソーラーシステム	家庭用：熱証書あり 3.3万円/㎡（上限50万円） ：熱証書なし 1.65万円/㎡（上限50万円） 業務用：1.65万円/㎡（上限100万円）
ヒートアイランド対策支援	屋上緑化	1万円/㎡（上限50万円）
	高反射率塗装	4.5千円/㎡（上限30万円）
	空調室外機対策	9万円/基（上限50万円）

※助成金については、併給可能です。

作成書類・手続きの流れ

手続きの流れ

窓口への相談・協議、計画書作成・提出の流れは、以下の流れを予定しています。



書類の作成

建築主の皆さんには、どのような省エネルギー対策を行うかを記載した「計画書」を作成して頂きます。

提出書類は、省エネ法に基づく届出書を準用するなど、極力簡素化を図り、建築主の皆さんの負担の軽減を図ります。

取り組み概要の公表など

建築主の皆さんに提出していただいた建築物環境計画書に基づき、環境配慮についての自主的な取り組みの概要などを区のホームページなどで公表していく予定です。

また、正当な理由なく計画書の提出や工事完了届出等が行われない場合や計画書の内容が著しく不十分な場合には、建築主に対して指導・助言・勧告を行うことがあります。

注：東京都計画書制度においても、平成22年10月から2,000㎡以上の建築物について、任意に計画書を提出することができます。都に計画書を提出される場合でも、千代田区に省エネ法と併せて計画書を提出していただく予定です。

意見の提出方法

募集期間：6月5日（土）から6月18日（金）まで

提出先：環境・温暖化対策課

提出方法：ファクリミリ又はEメール

宛先：FAX 3264-8956

Eメール kankyuu-ondanaka@city.chiyoda.lg.jp

※制度の素案は、出張所、情報コーナー区役所2階）、環境・温暖化対策課（区役所5階）の窓口のほか、

区のホームページにも掲載しています。

URL：<http://www.citv.chiyoda.lg.jp/service/00118/d001877.html>